

スポーツツーリズム推進による交流拡大事業  
(スポーツ合宿推進事業)  
実施要領

(通則)

第1 スポーツツーリズム推進による交流拡大事業(スポーツ合宿推進事業)の実施については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)及び秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課関係補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 秋田県内のスポーツ施設や宿泊施設を利用するスポーツ合宿、練習・交流試合の支援により、スポーツを通じた交流を推進し、地域の活性化及びスポーツ人口の増加等、すそ野拡大に資することを目的とする。

(定義)

第3 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 スポーツ団体：小学生、中学生、高校生、大学生及び社会人が所属する秋田県外の運動部・スポーツ団体
- 2 プロスポーツ団体：国内のプロリーグに所属する秋田県外を本拠地とするスポーツ団体
- 3 スポーツ施設：公立・民間のスポーツ施設及び学校体育施設
- 4 宿泊施設：旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設(ただし、キャンプ場、バンガロー及び類する施設は除く。)
- 5 参加者：選手、指導者等(部長、監督、マネージャー等)及び保護者(ただし、小学生及び中学生が所属するスポーツ団体で選手数を超えない数に限る。)
- 6 延べ宿泊者数：参加者数に宿泊日数を乗じた数

(補助対象期間)

第4 補助対象期間は、4月1日から10月31日までの期間を「夏期」、11月1日から3月31日までの期間を「冬期」とし、期間の当該は補助事業の開始日に基づくものとする。

(補助対象者)

第5 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、夏期に補助事業を実施する場合は前年度にスポーツ合宿推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付実績がないスポーツ団体とし、冬期において実施する場合は当該年度の夏期を含む補助金の交付実績の有無を問わないこととする。ただし、プロスポーツ団体については、補助対象期間に関わらず、前年度及び当該年度における補助金の交付実績の有無を問わないものとする

(補助対象事業)

第6 次の各号のすべてを満たすスポーツ合宿を補助対象事業とする。ただし、秋田県知事が特に認める場合は、この限りでない。

- 1 秋田県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用したスポーツ活動(競技大会への出場は除く)を伴う事業
- 2 次のいずれかを実施する事業。(ただし、プロスポーツ団体については、ア、イの

いずれも実施すること。)

- ア 秋田県内のスポーツ団体又は地域住民と交流すること。
  - イ SNS (Instagram、X 等) へ、合宿の様子のほか、県内の飲食 (ご当地料理、特産品を扱う店舗等) 又は観光 (体験型イベント、観光施設等) に関する内容を「2 回以上」投稿すること。なお、投稿にあたっては「#秋田県」及び「#秋田合宿」のハッシュタグを付すものとする。
- 3 秋田県内に夏期においては連続3泊以上、冬期においては連続2泊以上する事業 (ただし、プロスポーツ団体については、補助対象期間に関わらず連続3泊以上とする)
  - 4 補助金の交付決定がされた会計年度の3月31日までに実施完了となる事業

(補助対象除外事業)

第7 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- 1 主に営利を目的とした事業
- 2 宗教的又は政治的活動を目的とした事業
- 3 事業費に他の県費が含まれる又は含まれる見込みのある事業
- 4 国庫補助の対象となる事業
- 5 その他秋田県知事が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第8 補助対象経費は、秋田県内の宿泊施設への宿泊費とする。ただし、国外のスポーツ団体を招聘して行う場合は、招聘された団体に係る経費を対象とする。

(交付の回数)

第9 交付の回数は、前5条を満たすスポーツ団体において、夏期及び冬期の各1回とする。

(補助金の額)

第10 補助金の額は参加者1人につき1泊1,000円とし、夏期の補助限度額は1団体あたり30万円、冬期は1団体あたり40万円とする。ただし、同一団体における当該年度の補助限度額は、40万円とする。なお、プロスポーツ団体については、補助対象期間に関わらず、1団体あたりの補助限度額を100万円とする。

(交付の申請)

第11 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を指定する期日までに、秋田県知事に提出しなければならない。

- 1 補助金交付申請書 (要綱様式第1号)
- 2 事業実施計画書・収支予算書 (要領様式第1号)
- 3 参加者名簿 (要領様式第2号)
- 4 口座登録票 (要領様式第3号)

(交付の決定)

第12 秋田県知事は、前条により補助金交付の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で交付の決定をするものとする。ただし、交付決定において、交付申請及び予算状況により、条件を付して交付決定を行う場合がある。

(交付決定の通知及び事業の公表)

第 13 秋田県知事は、前条の交付決定をしたときは、「補助金交付決定通知書」（要綱様式第 7 号）により、補助対象者に決定内容を通知するとともに、その内容を公表することができる。

（事業の変更申請）

第 14 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前 11 条について、次の 1 に該当する変更をするときは、「交付条件等変更承認申請書」（要綱様式第 4 号）を、2 に該当する変更をするときは、「補助事業中止（廃止）承認申請書」（要綱様式第 5 号）を秋田県知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 1 事業の実施前において補助対象となる延べ宿泊者数が 20 パーセントを超える減少となる場合
- 2 事業の実施前において補助対象となる延べ宿泊者数が増加となる場合
- 3 補助事業を中止する場合

（事業の変更通知）

第 15 秋田県知事は、前条により事業の変更申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、「補助金交付決定変更書」（要綱様式第 8 号）により、補助金交付決定の変更を補助事業者へ通知するものとする。ただし、事業の変更申請において、補助対象経費が増額となる場合は、予算の範囲内において交付決定額を増額するものとする。

（事業の実施状況の報告）

第 16 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、「補助事業実施状況報告書」（要綱様式第 6 号）を速やかに秋田県知事に提出し、その指示を受けるものとする。

（実績報告）

第 17 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を秋田県知事に提出しなければならない。

- 1 補助事業実績報告書（要綱様式第 10 号）
  - 2 事業実績書（要領様式第 4 号）
  - 3 収支精算書（要綱様式第 12 号）
  - 4 参加者名簿（要領様式第 2 号）
  - 5 宿泊費に係る領収書、明細書の写し
  - 6 事業の実施状況が分かる資料（写真等）
  - 7 アンケート（内容及び提出方法は別に通知する）
  - 8 SNS への投稿内容及びハッシュタグが確認できる資料（投稿画面の写し等。※第 6 第 2 号イを実施した場合に限る）
- なお、秋田県知事は、6 及び 7 について、その内容を公表することができる。

（合宿状況等報告）

第 18 補助事業者は、事業終了後 3 年を経過するまで、「合宿状況報告書」（要領様式第 5 号）により、合宿状況について報告するものとし、提出期限は別に通知する。

（SNS 投稿に関する留意事項）

第 19 第 6 第 2 号イの規定に基づき SNS 投稿を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 投稿にあたっては、参加者及び第三者の肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害することのないよう、事前に必要な承諾を得るものとする。
- 2 投稿内容に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者の責任と負担において解決するものとする。
- 3 公序良俗に反する内容や、本事業の趣旨にそぐわないと知事が判断する投稿については、補助対象として認めない場合がある。
- 4 秋田県知事は、補助事業者が行った投稿内容について、本県の広報活動において無償で二次利用できるものとする。

(補助金の額の確定及び確定通知)

第 20 秋田県知事は、前 17 条により実績報告があったときは、その内容を精査し、適当と認めたとときは、交付する補助金の額を確定し、すでに行った交付決定内容の変更を要する場合は、「補助金交付確定通知書」(要領様式第 6 号)により、補助事業者に額の確定内容を通知するものとする。ただし、実績報告時において、補助金の額が交付決定時から増額となる場合、追加交付決定は行わないものとする。

(補助金の請求)

第 21 補助事業者は、補助金の請求を行う場合、次に掲げる書類を秋田県知事に提出しなければならない。

- 1 請求書(要綱様式第 13 号)
- 2 委任状(財務規則様式 127 号) ※必要な場合のみ

(補助金の交付)

第 22 秋田県知事は、請求書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めたとときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し及び補助金の返還)

第 23 秋田県知事は、補助事業者が財務規則第 259 条第 1 項の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、その取り消しに係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第 24 この要領に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、秋田県知事が別に定める。

附 則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。